

# 山口県報

令和4年  
5月10日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
救急病院でなくなった医療機関（医療政策課）……………  
漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示  
の一部改正（農林水産政策課）……………
- 公告  
契約の締結（税務課）……………  
国土調査の成果の認証（政策企画課）……………  
県営鳶ヶ栖地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………  
県営四ノ浴新堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 公安委公告  
契約の締結……………

## 山口県告示第百二十六号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

令和四年五月十日

名称 医療法人緑山会鹿野博愛病院  
所在地 周南市大字鹿野下一一六一の一

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県告示第百二十七号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

〔奈古区域 （山口県漁業協同組合の地区のうち阿武 町大字木与及び大字奈古の地域）	32 / 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 / 及び2に掲げる漁業以外の漁業
〔奈古区域 （山口県漁業協同組合の地区のうち阿武 町大字木与及び大字奈古の地域）	法第百四条第一号に掲げる漁業

改める。

## （七七）契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年五月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
地方税共通納税システムの対象税目拡大等に伴う税務システム改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和四年四月十二日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号
- 六 契約金額

四千六百八十万五千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(七八) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和四年五月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防 府 市	令和二年五月二十六日から 令和三年七月九日まで	防府市地籍簿	大字奥畑の一部

二 認証年月日

令和四年五月十日

(七九) 県営鳶ヶ栖地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営鳶ヶ栖地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年五月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営鳶ヶ栖地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年五月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八〇) 県営西ノ浴新堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営西ノ浴新堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年五月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営西ノ浴新堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年五月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年五月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証用ICカード	十六万二千枚
運転経歴証明書用カードベース	五千百枚

運転免許証作成用インクリボン

八十四箱

三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
令和四年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPアイティシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 契約金額

運転免許証用ICカード	九百枚当たり三十一万七千七百九十円
運転経歴証明書用カードベース	三百枚当たり十万五千六百円
運転免許証作成用インクリボン	一箱当たり十五万四千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

令和四年五月十日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁